

第 3 次 瀉 上 市 行 政 改 革 大 綱 (案)



平 成 28 年 2 月 25 日 現 在
瀉 上 市

第1章 第3次行政改革大綱

第1節 行政改革の基本方針

1. 計画策定の趣旨

潟上市では、平成18年3月に第1次となる行政改革大綱を策定したことにはじまり、平成22年3月に第2次行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、総合計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、健全な自治体経営を目指し、行財政改革に取り組んできました。また、その進捗状況については、年度毎に庁内及び行政改革推進委員会（外部委員）への報告を行い、実効性のある改革を目指してきました。

第2次行政改革大綱及び集中改革プランの検討項目について、一定の成果が得られた項目がある一方、実施に至らなかった項目もあり、課題が残りました。必要な項目については引き続き取り組み、健全な行政運営を推進していくため、第3次行政改革大綱及び集中改革プランを策定します。

2. 背景と市の現状

全国的な傾向である少子高齢化や人口減少は、本市においても同様であり、平成22年の国勢調査の結果を基にした将来人口推計では、平成27年から平成32年にかけて、年少人口（0～14歳）は435人、生産年齢人口（15～64歳）は1,730人減少しますが、老年人口（65歳以上）は764人の増加が見込まれています。この人口減少は、合併前の推計を大きく上回るペースであり、深刻な状況となっています。

拍車を掛けるように、地方交付税の合併算定替の終了により、平成27年度から平成31年度までに地方交付税は段階的に減額され、5年間の漸減総額は7億円程度になると見込まれています。また、合併特例債についても平成31年度をもって終了します。これらのことから、今後は歳入確保が厳しくなることは明確であり、この現状に、職員一人ひとりが、危機意識を持たなければならない状況であるとともに、これまで実施してきた事業についても行政評価に基づき見直しを行う必要があります。

3. 計画の位置づけ

この計画は、本市の最上位計画である潟上市総合計画をはじめ各種計画と整合を図りつつ、行政改革を推進するため、向こう5カ年の基本の方針を示すものです。これまでの取組における達成状況や、成果等を踏まえ、本大綱においても引き続き取り組むべきものについては、維持・継承することとします。

また、潟上市自治基本条例を尊重し、自治体を経営体と捉え、経営の感覚を持って、効率的で迅速な行政運営に努めます。

そして、本大綱は基本の方針を示す「行政改革大綱」と具体的な計画を掲げる「集中改革プラン」で構成します。

【参考】潟上市自治基本条例

(市長の責務)

第14条第3項 市長は、行政サービス向上のため、効率的で迅速な行政運営を行うよう努めます。

(財政運営)

第24条第1項 市は、財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、健全な財政運営に努めます。

4. 行政改革の目指す姿（重点テーマ）

前大綱に引き続き、行政改革の目指す姿を次の4つの柱とし、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくものとします。

1 市民に開かれた市政の運営

公正で透明な行政運営を進めるため、市民との情報の共有に努め、情報をわかりやすく、親しみやすい形で提供できるような体制を整えます。さらに、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などによるさまざまな地域課題に的確な対応をしていくために、市民が「地域でできることは地域で自主的に行う」という自治基本条例の理念のもと、行政と市民の「参画」と「協働」のまちづくりを進めます。

2 簡素で効率的な行政運営の確立

多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応するため、限られた経費で最大の効果を創出できるよう、仕事の効率性を上げることが求められています。効果、効率性の観点から、目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直し、事務事業の整理合理化を積極的に進めます。

また、政策形成過程を明確化するため、庁内会議を充実させます。

3 地方分権に対応できる行政システムの構築

効率的で効果的な行政運営を進めるには、職員一人ひとりが常に目的意識と高い意欲を持って、既成概念にとらわれずに、柔軟な発想で企画立案することが必要です。

また、地方分権改革の進展により地域や市民に密着した事務の権限移譲が進む中でより高度な専門知識を必要とされる事務に対応するため、職員一人ひとりが自己研鑽に努め、個々の創造力と行動力を結集し、潟上に住んでいることに幸せを感じることができるようなまちづくりの実現を目指します。

4 健全な自治体経営の推進

本市の財政状況は、生産年齢人口の減少や非正規雇用者の増加等により自主財源の伸びは期待できず、また普通交付税は合併による優遇措置の終了により確実に減少することが想定されます。

このような状況に対応するため、積極的に財源の確保を図り、歳出の抑制に厳しく取り組むとともに、様々な行政課題を着実に解決しつつも市財政が危機的な状況に陥ることがないように、職員一人ひとりが行政改革を再確認しつつ、行財政運営に努めます。

第2節 行政改革の推進事項

1. 市民に開かれた市政の運営

(1) 公正の確保と透明性の向上

本市の情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、個人情報漏洩しないよう情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の適正な管理に努めます。また、各種審議会等の会議を広く市民に公開し、公正で透明性の高い市政運営に努めます。

(2) 広報活動の充実

市民生活にかかわる情報や市政の重要課題をわかりやすく情報提供するため、「広報かたがみ」の内容をさらに充実させるとともに、ホームページを随時更新し、最新の行政情報を発信します。また SNS※の活用により双方向の情報交換機能を強化し、総合的・効果的な広報活動に努めます。

(3) 市民参画の推進

市民と行政が信頼関係を築き、「参画」と「協働」の地域づくりを進めるため、政策形成過程からの市民参画を促す取り組みを進めるとともに、市民の声を的確に市政に反映させるシステムを確立します。

2. 簡素で効率的な行政運営の確立

(1) 行政サービスの向上

窓口における市民の利便性や満足度を高めるため、職員の接遇能力の向上や毎週水曜日の時間延長を継続実施し、市民の立場に立ったわかりやすい事務手続の推進や手続の簡素化・迅速化に努め、市民満足度の高い行政サービスを目指します。

(2) 政策形成過程の明確化

各種事業実施における政策形成過程を明確化するため、企画調整会議や政策会議、部長会議、政策運営連絡会議等の庁内会議の充実を図ります。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイト。フェイスブック、ラインなど。

(3) 事務事業の再編・整理・廃止・統合

事務事業については、予算編成の際に、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しているかという観点から、点検・見直しを行っています。さらに「計画→実行→点検・評価→処理・改善」の4つのサイクルに基づき、「点検・評価」部分にあたる「行政評価」を継続実施することで事業の費用対効果を明らかにし、より効率的、効果的な事業の実施に努めます。

(4) 公共施設管理運営の見直し

本市の公共施設の多くは老朽化等に伴い今後大量に更新時期を迎えることが想定されます。このため、公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な視野に立った公共施設の統廃合・長寿命化を計画的に行います。

(5) 民間委託等の推進

行政と民間の役割についての調査・研究を進め、民間委託等を実施することにより行政運営の効率化や行政サービスの維持・向上が図られる事務事業については、積極的に民間委託を推進します。

(6) 第3セクターの見直し

第3セクターは、行政と企業との共同出資により、社会的便益を広く地域にもたらし事業を行うなど地域振興等を目的として設立された法人です。市内観光拠点施設の指定管理者の指定を受けており、更なる経営改善が求められます。

(7) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、料金の適正な見直しや収入の確保に努めるとともに、事務事業の簡素化・合理化や民間委託等の導入を検討します。

また、将来にわたり安定した企業経営を図るため、事業経営戦略を推進するとともに、事業概要等の情報公開に努め、経営の透明性を図ります。

3. 地方分権に対応できる行政システムの構築

(1) 行政組織の再編・見直し

内部の組織・機構については、平成27年度に見直しを実施していますが、地方分権に的確に対応し、多様化・複雑化する市民ニーズに応えられる行政組織とするため、従来のあり方にとらわれず、庁内の再編のほか出先機関、各種施設の統廃合を行い、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構の構築を図ります。

(2) 定員管理及び給与の適正化

定員適正化計画に基づき、適切な職員数を維持し、行政組織の合理化や業務量の平準化等に努めます。また、職員一人ひとりの職員の意欲と能力を最大限に引き出すため、適正な人事配置と、人事評価制度の実施により給与の適正化に努めます。

(3) 職員の政策形成能力の向上

地方分権改革が実践段階に入り、職員には地域の特性や市民の考えに立脚した地方自治体独自の施策・事業を立案・展開する能力が求められているため、政策形成能力や創造的能力などを高める研修を充実させます。

4. 健全な自治体経営の推進

(1) 健全財政の確立

補助金等については、趣旨や目的に沿った活用がなされているか実績等を勘案した補助金額の精査を行うとともに、今後においても不断の見直しに努めます。

また、安定的な自主財源を確保するため、課税客体の適正な把握と市税の収納率向上に積極的に取り組むとともに、適正な受益者負担の観点から使用料・手数料等の見直しを検討します。

さらに、公共工事等の入札及び契約の透明性・公平性を確保するため、入札制度の見直しや公共工事等のコスト削減に取り組みます。

(2) 経費節減等の財政効果

行政改革による経費節減効果や目標とする財政指標を数値化し、市民に対する説明責任を果たします。

第3節 行政改革の推進体制

1. 実施期間

本大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、実施計画（集中改革プラン）はローリング方式とし、年度毎に適宜見直しを行うこととします。

2. 推進体制

（1）行政改革推進委員会

行政改革推進委員会は、識見を有する者から市長が委嘱し、行政改革大綱・実施計画及び行政改革の推進について必要な事項を審議します。

（2）行政改革推進本部

行政改革推進本部は、市長、副市長、教育長、部長級職員をもって組織し、行政改革大綱、実施計画の策定・実施、その他重要事項を審議します。

（3）行政改革推進幹事会

行政改革推進幹事会は、課長等で組織し、行政改革大綱、実施計画の素案の検討・調査を行います。

（4）行政組織機構検討会議

行政組織機構検討会議は、行政組織機構の再編・見直しを円滑に推進します。

（5）公共施設等総合管理計画作業部会

公共施設等総合管理計画の策定作業を円滑に行うための管理計画の協議・検討や、情報収集、その他必要な事項について調査・検討を行います。

（6）行政改革推進事務局

各部局の中から、市長が委嘱した職員をもって事務局を組織し、部門別に行政改革の推進にあたります。

第2章 実施計画（集中改革プラン）

第1節 計画の進行管理

1. 計画の位置づけ

実施計画は、第3次行政改革大綱に基づき、平成28年度から平成32年度までの取り組み内容を定めています。

2. 計画の進行管理

行政改革推進事務局において計画の進捗状況を調査し、行政改革推進本部等において、適宜、検討・協議を進めながら、所管課と必要な協議を行います。

3. 計画の体系

